

議案第 75 号

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 15 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例

四万十町集会所等条例（平成 18 年四万十町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 四万十町木屋ヶ内集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。